

(案)  
添加物評価書  
ポリビニルアルコール

令和5年（2023年）4月  
食品安全委員会添加物専門調査会

# 目次

|    | 頁                              |
|----|--------------------------------|
| 1  |                                |
| 2  |                                |
| 3  | <審議の経緯>..... 2                 |
| 4  | <食品安全委員会委員名簿>..... 2           |
| 5  | <食品安全委員会添加物専門調査会専門委員名簿>..... 2 |
| 6  | 朝倉専門委員：..... 4                 |
| 7  | 要 約..... 4                     |
| 8  | 1. PVA..... 4                  |
| 9  | 2. メタノール..... 5                |
| 10 | 3. 酢酸..... 5                   |
| 11 | I. 評価対象品目の概要..... 6            |
| 12 | 1. 用途..... 6                   |
| 13 | 2. 名称等..... 6                  |
| 14 | 3. 化学式..... 6                  |
| 15 | 4. 分子量..... 6                  |
| 16 | 5. 性状等..... 7                  |
| 17 | 6. 製造方法..... 7                 |
| 18 | 7. 安定性..... 7                  |
| 19 | 8. 起源又は発見の経緯..... 8            |
| 20 | 9. 我が国及び諸外国等における使用状況..... 8    |
| 21 | 10. 評価要請の経緯及び添加物指定の概要..... 9   |
| 22 | II. 安全性に係る知見の概要..... 10        |
| 23 | 1. 体内動態..... 10                |
| 24 | 2. 毒性試験..... 16                |
| 25 | 3. ヒトにおける知見..... 26            |
| 26 | III. 一日摂取量の推計等..... 27         |
| 27 | 1. PVA..... 27                 |
| 28 | 2. 「ポリビニルアルコール」の不純物..... 28    |
| 29 | IV. 我が国及び国際機関等における評価..... 31   |
| 30 | 1. 我が国における評価..... 31           |
| 31 | 2. 国際機関等における評価..... 31         |
| 32 | V. 食品健康影響評価..... 33            |
| 33 | 1. PVA..... 33                 |
| 34 | 2. メタノール..... 34               |
| 35 | 3. 酢酸..... 34                  |
| 36 | <別紙：略称>..... 35                |
| 37 | <参照>..... 36                   |

1

2 **<審議の経緯>**

2022 年 6 月 22 日 厚生労働大臣から添加物の指定に係る食品健康影響評価について要請（令和 4 年 6 月 22 日厚生労働省発生食 0622 第 1 号）、関係書類の接受

2022 年 6 月 28 日 第 864 回食品安全委員会（要請事項説明）

2022 年 7 月 11 日 関係書類（訂正）の接受

2022 年 7 月 13 日 第 186 回添加物専門調査会

2022 年 7 月 22 日 補足資料の提出依頼

2022 年 11 月 10 日 補足資料の接受

2022 年 12 月 7 日 第 189 回添加物専門調査会

2023 年 1 月 31 日 第 887 回食品安全委員会（報告）

2023 年 2 月 1 から 2023 年 3 月 2 日まで 国民からの御意見・情報の募集

2023 年 4 月 19 日 第 191 回添加物専門調査会

3

4 **<食品安全委員会委員名簿>**

5 （2021年7月1日から）

山本 茂貴（委員長）

浅野 哲（委員長代理 第一順位）

川西 徹（委員長代理 第二順位）

脇 昌子（委員長代理 第三順位）

香西 みどり

松永 和紀

吉田 充

6

7 **<食品安全委員会添加物専門調査会専門委員名簿>**

8 （2022 年 4 月 1 日から）

梅村 隆志（座長）

石塚 真由美（座長代理 第一順位）

高須 伸二（座長代理 第二順位）

朝倉 敬子

伊藤 清美

伊藤 裕才

澤田 典絵

多田 敦子

田中 徹也

戸塚 ゆ加里

中江 大

西 信雄

北條 仁

前川 京子  
増村 健一  
松井 徹  
横平 政直

1

2 <第 186 回添加物専門調査会専門参考人名簿>

高橋 智（名古屋市立大学大学院 医学研究科実験病態病理学 教授）

頭金 正博（名古屋市立大学大学院 薬学研究科医薬品安全性評価学分野 教授）

3

4 <第 189 回添加物専門調査会専門参考人名簿>

頭金 正博（名古屋市立大学大学院 薬学研究科医薬品安全性評価学分野 教授）

5

6 <第 191 回添加物専門調査会専門参考人名簿>

高橋 智（名古屋市立大学大学院 医学研究科実験病態病理学 教授）

頭金 正博（名古屋市立大学大学院 薬学研究科医薬品安全性評価学分野 教授）

| 7

朝倉専門委員：

追加のコメントはございません。

## 要 約

製造用剤として使用される添加物「ポリビニルアルコール」について、各種試験成績等を用いて食品健康影響評価を実施した。

「ポリビニルアルコール」には、不純物として酢酸メチル及びメタノールが挙げられており、このうち、酢酸メチルについては、メタノールと酢酸に分解する。このため、ポリビニルアルコール（以下「PVA」ともいう。）に加え、メタノール及び酢酸に係る知見を踏まえ、総合的に「ポリビニルアルコール」の食品健康影響評価を行うこととした。

評価に用いた試験成績等は、PVA を被験物質とした体内動態、遺伝毒性、急性毒性、反復投与毒性、生殖発生毒性、ヒトにおける知見等に関するものである。

### 1. PVA

事務局より：

Ⅱ. 1. (4) 体内動態のまとめ及び 2. (7) 毒性のまとめを踏まえ、適宜修正します。

体内動態については、経口投与後の PVA の吸収は非常に小さく、主な排泄経路は糞便中であると考えた。また、静脈内投与後の排泄に関する試験結果から、PVA が体内に吸収された場合、低分子量では速やかに尿中から排泄されるが、高分子量ほど排泄が遅くなると考えた。

PVA には遺伝毒性は認められないと判断した。

事務局より：

遺伝毒性については、Ⅱ. 2. (1) 遺伝毒性の調査会の判断の記載に揃えました。

増村専門委員：

追加のコメントはありません。

反復投与毒性、生殖発生毒性試験等を検討した結果、ラット 90 日間反復経口投与試験及びラット生殖毒性試験の結果に基づき、PVA の NOAEL を最高用量であ

る 5,000 mg/kg 体重/日と判断した。

PVA の一日摂取量は、国民平均で 590 mg/人/日 (11 mg/kg 体重/日)、小児で 370 mg/人/日 (23 mg/kg 体重/日) と推計した。

本専門調査会は、PVA は消化管でほとんど吸収されないこと、ラット 90 日間反復経口投与試験及びラット生殖毒性試験において最高用量である 5,000 mg/kg 体重/日まで毒性所見が認められていないことから、「ポリビニルアルコール」が添加物として適切に使用される場合、PVA の安全性に懸念はないと考えられ、ADI を特定する必要はないと判断した。

## 2. メタノール

メタノールについては食品安全委員会で 2019 年に評価が行われている。その後、新たな知見が認められていないことから、新たな体内動態及び毒性に関する検討は行わなかったが、「ポリビニルアルコール」由来のメタノールの推定一日摂取量は国民平均で 0.15 mg/kg 体重/日、小児で 0.32 mg/kg 体重/日であり、通常の食事由来のメタノールと同様に吸収され、体内で代謝及び排泄されると考え、ヒトにおける知見、通常の食習慣でのメタノールの摂取量 (国民平均で 2.0 mg/kg 体重/日、小児で 0.81 mg/kg 体重/日) 及び FDA により設定された ADI (7.1~8.4 mg/kg 体重/日) も考慮して、「ポリビニルアルコール」が添加物として適切に使用される場合、「ポリビニルアルコール」由来のメタノールは、安全性に懸念はないと判断した。

## 3. 酢酸

酢酸については食品安全委員会で 2017 年に評価が行われている。その後、新たな知見が認められていないことから、新たな体内動態及び毒性に関する検討は行わなかったが、「ポリビニルアルコール」由来の摂取量 (国民平均で 5.0 mg/人/日、小児で 3.6 mg/人/日) が食事由来の摂取量 (130~520 mg/人/日) と比較して少ないことを評価した結果、「ポリビニルアルコール」が添加物として適切に使用される場合、「ポリビニルアルコール」由来の酢酸は、安全性に懸念はないと判断した。

上記 1. ~ 3. を踏まえ、本専門調査会は、「ポリビニルアルコール」が添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念はないと考えられ、ADI を特定する必要はないと判断した。

# I. 評価対象品目の概要

## 1. 用途

製造用剤（結合剤、コーティング剤、安定剤、増粘剤、分散剤、フィルム形成剤、光沢剤）（参照1、2）【委員会資料、概要書】

## 2. 名称等

和名：ポリビニルアルコール

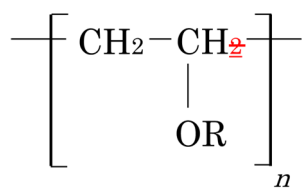
（別名：ポバール）

英名：Polyvinyl Alcohol（参照 1、2）【委員会資料、概要書、1】

## 3. 化学式

事務局より：

PVA の化学式を修正しました。



$R = \text{H}$ （一部不規則に  $\text{COCH}_3$ ）（参照3）【26】  
 $(\text{C}_2\text{H}_3\text{OR})_n$ 、 $R = \text{H}$ （一部不規則に  $\text{COCH}_3$ ）<sup>1</sup>

## 4. 分子量

事務局より：

指定等要請者は、粘度の成分規格案を掲げており、分子量の約 26,000～30,000 は、当該粘度に相当すると説明しています。（参照 2）【概要書】

分子量と粘度の関係は記載しておりませんでしたので脚注 2 を付して補足をしました。ご確認をお願いいたします。

松井専門委員：

分子量について、脚注 2 では【35】の「average molecular weight of 26000-30000 Da」を引用しているため、単位（Da）をつけていると思います。本評価書案において、引用以外の分子量の記述では単位が付いていません。分子量には単位はないはずですので、意識して単位をつけなかったと考えます。Da の有無で読

<sup>1</sup> CAS 登録番号：9002-89-5（本品目はポリビニルアルコール（部分けん化物）である。本 CAS 登録番号の別名として本品目に該当する部分けん化物がある。）

者は同じものではないと混乱するかもしれません。脚注で単位を削除またはその旨を説明した方が良いかもしれません。

事務局より：

IUPAC の分子量の定義によれば、分子量は相対分子質量であることから、無次元量の扱いと考えられること、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）における高分子化合物に関する規定でも分子量は無次元量で記載されていること及び食品安全委員会の他の評価分野でも分子量を無次元量として扱っていることから、本評価書案中の表記も無次元量に統一（Da の記載を削除）したいと思います。

約 26,000～30,000 <sup>2</sup>（参照 2、4、5）【概要書、11、35】

## 5. 性状等

~~今般、厚生労働省に「ポリビニルアルコール」の指定及び規格基準の設定を要請した者（以下「指定等要請者」という。）の成分規格案によるとでは~~、「ポリビニルアルコール」<sup>3</sup>の定義は「本品は酢酸ビニルの重合物をアルカリ触媒存在下で部分けん化したものである。製品の物理的性質は重合度とけん化度に依存する。」、性状は「本品は無～白色又は微黄白色の粒又は粉末で、においはない。」、けん化度は「86.5～89.0mol%」とされている。（参照 2、3）【概要書、26】

## 6. 製造方法

指定等要請者は、「ポリビニルアルコール」の製造方法について、メタノール溶媒中で酢酸ビニルを重合させ、脱モノマー処理を行い、けん化した後、酢酸を加えて中和し、精製等を行うと説明している。（参照 2）【概要書】

## 7. 安定性

### （1）PVA の安定性

Rowe ら（2009）によれば、乾燥した冷所に気密容器で保存するとき、安定である。水溶液は耐蝕性の気密容器中では安定である。100℃で徐々に分解し、200℃で急速に分解する。光に対しては安定である。（参照6）【37】

指定等要請者は、実製造品を用いて長期安定性試験（25±2℃、60±5%相対湿度）及び加速試験（40±2℃、75±5%相対湿度）を実施した結果、乾燥減量

<sup>2</sup> 厚生労働省に「ポリビニルアルコール」の指定及び規格基準の設定を要請した者（以下「指定等要請者」という。）の成分規格案では、PVA の粘度は 4.8～5.8 mPa・s（4%溶液、20℃）とされており（参照 2）【概要書】、これは、平均分子量 26,000～30,000 Da に相当する（参照 5）【35】。

<sup>3</sup> 本評価書では、添加物としてのポリビニルアルコールを表す際には、「ポリビニルアルコール」と表記した。

が経時的に増加したが、加水分解度、粘度等のその他の全ての項目において安定であったとしている。（参照 2、7）【概要書、38】

## （2）食品中に残存する「ポリビニルアルコール」関連化合物

指定等要請者は、「ポリビニルアルコール」の不純物として、溶媒のメタノール及びけん化時の副生成物である酢酸メチルを挙げている。（参照 2）【概要書】

表 1 に「ポリビニルアルコール」の不純物の名称、成分規格案等をまとめた。（参照 2、3、4、8）【概要書、26、11、29】

表 1 「ポリビニルアルコール」の不純物

| 名称    | 英名             | CAS No. | 化学式                                | 純度試験の規格案 | 備考   |
|-------|----------------|---------|------------------------------------|----------|------|
| メタノール | Methanol       | 67-56-1 | CH <sub>3</sub> OH                 | 1.0%以下   | 溶媒   |
| 酢酸メチル | Methyl acetate | 79-20-9 | CH <sub>3</sub> COOCH <sub>3</sub> | 1.0%以下   | 副生成物 |

## 8. 起源又は発見の経緯

指定等要請者は、長野ら（1981）を引用し、PVA は 1924 年にドイツで開発され、接着、紙、乳化、懸濁、繊維、フィルムなどの工業原料及び加工剤として、国内外で広く使用されており、また、医薬品添加物規格及び医薬部外品原料規格に収載され、化粧品の添加物としても使用されていると説明している。（参照 2、9、10、11、12）【概要書、2、3、4、5】

## 9. 我が国及び諸外国等における使用状況

### （1）我が国における使用状況

PVA は、添加物として指定されていない。

なお、医薬品添加物事典（2021）等によると、ポリビニルアルコール（部分けん化物）は、医薬品の添加物として、安定化剤、安定剤、可溶化剤、可溶剤、基剤、結合剤、コーティング剤、糖衣剤、粘着剤、粘着増強剤、溶解補助剤、粘稠剤及び粘稠化剤の用途で使用され、経口投与での最大使用量は 300 mg である（参照 13、14）【追 8、追 9】。指定等要請者は、最大使用量の 300 mg は一人一日当たりの量であり、これを国民平均の体重で除すと 5.4 mg/kg 体重/日となるとの説明をしている。（参照 15、16、14）【補 1、補 1 資料 1、追 9】

### （2）諸外国等における使用状況

#### ① コーデックス委員会

PVA は、光沢剤及び増粘剤として、食品添加物に関するコーデックス一般

規格（GSFA）<sup>4</sup>のリストに収載され、使用上限は「食品サプリメント」（食品分類 13.6）に対して 45,000 mg/kg とされている。（参照17）【6】

## ② 米国における使用状況

PVA は、一般に安全と見なされる（GRAS）物質とされ、食品包装材料への使用が認められている（参照18）【10】。用途については、米国食品化学物質規格集において、コーティング剤、結合剤等が記載されている。（参照 4）【11】

## ③ 欧州連合における使用状況

PVA は、食品サプリメントのうち、カプセル及び錠剤のみに対して 18,000 mg/kg までの使用が認められている。（参照19）【9】

## 10. 評価要請の経緯及び添加物指定の概要

今般、「ポリビニルアルコール」について、厚生労働省に添加物としての指定及び規格基準の設定の要請がなされ、関係書類が取りまとめられたことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に対して、食品健康影響評価の依頼がなされたものである。

厚生労働省は、食品安全委員会の食品健康影響評価結果の通知を受けた後に、「ポリビニルアルコール」について、表 2 のように使用基準を設定し、添加物としての指定及び規格基準の設定について検討するとしている。（参照 1）【委員会資料】

表 2 「ポリビニルアルコール」の使用基準案

| 添加物名       | 使用基準案                                                                                                               |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ポリビニルアルコール | ポリビニルアルコールは、カプセル・錠剤等通常の食品形態でない食品以外の食品に使用してはならない。<br>ポリビニルアルコールの使用量は、カプセル・錠剤等通常の食品形態でない食品 1 kg につき 45 g 以下でなければならない。 |

<sup>4</sup> 本評価書において、本文中で用いられた略称については、別紙に名称等を示す。

## II. 安全性に係る知見の概要

「ポリビニルアルコール」には、不純物として、I. 7. (2) のとおり、メタノール及び酢酸メチルが挙げられている。

酢酸メチルは、水と接触すると組織（皮膚、気道、血液及び消化管）に存在する非特異エステラーゼによってメタノール及び酢酸に加水分解される。ラットへの6時間の吸入ばく露（2,000ppm）を停止した直後に測定された血中濃度は、定量限界（4.6 mg/L 未満）未満であり、急速な加水分解及び高いクリアランスが示された。ECB（2003）は、これらのデータは、酢酸メチルの全身利用能は低いことを示しているとしている。（参照20）【追 1】

化粧品製品レビュー専門家パネル（CIREP）は、酢酸メチルの毒性は、メタノール及び酢酸の毒性学的評価を参照して評価できるとしている。（参照21）【追 2】

多武保（1971）によると、ウサギにヒトが酩酊するほどの酢酸エチルを投与すると、胃内で一部が酢酸及びエタノールに加水分解し、多くは酢酸エチルのまま残留するが、胃粘膜を通過する際にほとんど分解し、血中に入っても血中エステラーゼにより分解され、血中及び尿中には酢酸エチルは検出されず、酢酸及びエタノールが出現するとされている。この結果は、酢酸メチルでも同様であったとされている。（参照22）【85】

以上のことから、本専門調査会は、「ポリビニルアルコール」の不純物のうち、酢酸メチルは、メタノール及び酢酸に分解されると考え、「ポリビニルアルコール」の安全性については、PVA に加え、メタノール及び酢酸について検討することとした。

メタノールについては、添加物評価書「二炭酸ジメチル」（2019 年 1 月食品安全委員会決定）において、体内動態及び毒性について検討されている。その後、新たに安全性に懸念を生じさせる知見は認められていないため、本評価書では、メタノールの体内動態及び毒性に関する検討は行わないこととした。（参照23）【追 12】

酢酸については、添加物評価書「過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質（過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジスルホン酸、オクタン酸、氷酢酸、過酸化水素）（第 3 版）」（2017 年 4 月食品安全委員会決定）において、体内動態及び毒性に係る知見が検討されている。その後、新たに安全性に懸念を生じさせる知見は認められていないため、本評価書では、酢酸の体内動態及び毒性に関する検討は行わないこととした。（参照24）【83】

### 1. 体内動態

(1) 吸収、分布、排泄（ラット）（Sanders ら（1990）；CIREP（1998）及び JECFA

(2004) にて引用)

# ① 経口投与 (単回及び反復投与)

F344 ラット (雄、3 匹) に、 $^{14}\text{C}$  で標識した PVA (分子量 5,000~50,000) を 0.01 mg/kg の用量で単回経口投与<sup>5</sup>し、1、2、4、6、24 及び 48 時間後の尿、糞便及び呼気中の  $^{14}\text{C}$  の放射線量を測定する試験が実施されている。その結果、投与量の 98%以上が投与後 48 時間までに糞便中に排泄された。尿中排泄は微量 ( $0.18 \pm 0.04\%$ ) であり、呼気中からは  $^{14}\text{C}$  PVA 由来の放射活性は検出されなかった。また、48 時間後の血液及び組織を採取し放射線量を測定したが、これらのサンプルから  $^{14}\text{C}$  の放射線は検知できなかった。

また、F344 ラット (雄、3 匹) に、 $^{14}\text{C}$  PVA (分子量 5,000~50,000) を 0.1 mg/kg/日の用量で 10 日間反復経口投与<sup>6</sup>し 24 時間毎の尿及び糞便並びに最終投与 24 時間後に剖検して血液及び組織を採取し、 $^{14}\text{C}$  放射線量を測定する試験が実施されている。その結果、最終投与 24 時間後の主要組織 (血液、肝臓、腎臓、皮膚、筋肉及び脂肪) 中の放射線総量は、投与量の  $0.05 \pm 0.01\%$  にすぎなかった。投与された  $^{14}\text{C}$  PVA 由来の放射活性のほとんど全量が糞便中に排泄され、尿中への排泄は微量 ( $0.2 \pm 0.07\%$ ) であった。(参照 25) 【50】

Sanders ら (1990) は、PVA 排泄の主経路は糞便であり、尿中への排出が投与量の 0.2%と微量であったことから、経口投与による PVA の消化管からの吸収は非常に小さいとし、FAO/WHO 食品添加物専門家会議 (JECFA) もそれを支持している。(参照 25、26) 【50、42】

# ② 静脈内投与 (単回投与)

F344 ラット (雌、3 匹) に、 $^{14}\text{C}$  で標識した PVA (分子量 5,000~50,000) を 0.1 mg/kg の用量で単回静脈内投与<sup>7</sup>し、投与 24 時間、3 日及び 10 日後の  $^{14}\text{C}$  の組織内分布並びに尿及び糞便中の排泄量を測定する試験が実施されている。

その結果、組織、尿及び糞便中の  $^{14}\text{C}$  放射線量は表 3 のとおりであった。

表 3  $^{14}\text{C}$  標識 PVA 0.1 mg/kg 静脈内投与後の  $^{14}\text{C}$  の分布及び排泄 (ラット)

|    |    | 分布量及び累積排泄量 (%) 注 1 |                |               |
|----|----|--------------------|----------------|---------------|
|    |    | 24 時間 (1 日)        | 3 日            | 10 日          |
| 分布 | 血液 | $0.4 \pm 0.1$      | $0.2 \pm 0.1$  | $0.2 \pm 0.0$ |
|    | 肝臓 | $17.2 \pm 4.8$     | $12.3 \pm 2.1$ | $4.2 \pm 0.8$ |

<sup>5</sup> 0.01 mg/mL となるように HPLC 用水に溶解した被験液を 1 mL/kg 投与。

<sup>6</sup> 0.1 mg/mL となるように HPLC 用水に溶解した被験液を 1 mL/kg/日投与。

<sup>7</sup> 0.1 mg/mL となるように HPLC 用水に溶解した被験液を 1 mL/kg 投与。

|                  |    |            |            |            |
|------------------|----|------------|------------|------------|
|                  | 腎臓 | 0.5 ± 0.1  | 0.4 ± 0.1  | 0.3 ± 0.0  |
|                  | 筋肉 | 0.7 ± 0.1  | 0.4 ± 0.2  | 0.4 ± 0.1  |
|                  | 皮膚 | 0.7 ± 0.3  | 0.8 ± 0.2  | 0.5 ± 0.1  |
|                  | 脂肪 | 0.6 ± 0.2  | 0.5 ± 0.1  | 0.4 ± 0.0  |
|                  | 脾臓 | 0.2 ± 0.1  | 0.2 ± 0.0  | 0.1 ± 0.0  |
| 排泄 <sup>注2</sup> | 尿  | 63.8 ± 7.0 | 65.3 ± 6.9 | 66.2 ± 6.8 |
|                  | 糞便 | 2.7 ± 1.0  | 4.5 ± 0.9  | 12.7 ± 3.0 |

注1) 数値は3又は4匹の平均±標準偏差

注2) 各測定日までの累積量

この試験の結果、PVA は静脈内投与後、体内に広く分布した。尿中排泄された  $^{14}\text{C}$  の大部分は投与後 24 時間以内に排泄されており、糞便中に排泄された  $^{14}\text{C}$  の量は測定全期間を通して同程度ずつであった。

Sanders ら (1990) は、PVA のような重合体は、一般的に代謝されず、本試験でも代謝物は認められなかったとしている。また、一般的な重合体と同様に PVA には分子量分布があることから、尿から排泄された  $^{14}\text{C}$  標識 PVA は腎臓の糸球体濾過の上限より小さい分子量であり、組織中に保持されたより大きな分子量の PVA は糞便を介して体内からゆっくりと排泄されたと考察している。(参照 25) 【50】

### ③ 腔内投与（単回及び反復投与）（参考資料）

以下の知見は、経腔投与によるものであるが、同じく経腔投与により長期間全身にばく露された毒性に係る知見を参考資料としたため（後記 2. (4)）、本体内動態の知見も参考資料として記載する。

F344 ラット（雌、各群 5 匹）に  $^{14}\text{C}$  で標識した PVA（分子量 5,000～50,000）を 0.5 mg（3 mg/kg 体重に相当）含有する避妊フィルムの水溶液 5  $\mu\text{L}$  を単回腔内投与及び反復腔内投与し、 $^{14}\text{C}$  の組織（血液、肝臓、腎臓、皮膚、筋肉及び脂肪）内分布並びに尿及び糞便中の排泄量を測定する各試験が実施されている。

投与した  $^{14}\text{C}$  のほとんどは、尿及び糞便中で確認された。組織中の放射線活性は低く（投与量の 0.1～0.8%）、最大値（0.8%）を示した組織は肝臓であった。Sanders ら (1990) は、組織中の放射活性の結果から、経口投与と比べてわずかに吸収が高いことを示しているとしている。なお、腔内投与では腔内の残留放射活性に著しい個体差が認められた。

反復投与では、1、3 又は 10 日間腔内投与し、最終投与後 1、3、10 及び 30 日にと殺した。その結果、血液以外の組織では、放射活性は投与期間の長

さに伴って増加した。肝臓中の放射活性は、10日間反復投与後24時間で最高値を示した。組織中放射活性は、最高濃度に達した後、減少したが、最終投与の30日後にも検出された。(参照11、25、26)【4、42、50】

(2) 吸収、分布、排泄 (ラット、イヌ) (Haskell Laboratory (1960) (非公表); CIREP (1998) 及び JECFA (2004) にて引用)

表4の非標識PVAをアルビノラット(系統・性別不明、各群6匹)には100 mg/日<sup>8</sup>、雑種イヌ(系統不明、雄、各群4匹)には2,000 mg/日<sup>9</sup>を7日間馴化投与し、このうち、ラットは各群3匹、イヌは各群2匹に<sup>14</sup>Cで標識した表4のPVAを馴化期間と同量5日間又は10日間反復経口投与し、尿及び糞便を毎日採取し、投与終了後に剖検して、肝臓、脳、腎臓、胃腸管(イヌのみ)及び脂肪中の<sup>14</sup>C放射線量を測定する試験が実施されている。

表4 投与群の設定

| 投与群  | 粘度  | けん化度               | 平均相対分子量 |
|------|-----|--------------------|---------|
| 高粘度1 | 高粘度 | 非加水分解 <sup>注</sup> | 148,000 |
| 高粘度2 | 高粘度 | 部分けん化              | 150,000 |
| 低粘度  | 低粘度 | 部分けん化              | 32,000  |

注) 指定等要請者は、CIREP 本文には非加水分解と記載されているが、完全けん化が正しいと考えられると説明している。(参照2)【概要書】

その結果、いずれの動物でも糞便中からは<sup>14</sup>Cが検出されたが、尿中からは<sup>14</sup>Cは検出されなかった。高粘度1及び2群のラット並びにイヌの脳、腎臓又は肝臓の放射線量<sup>10</sup>は微量(1ppm未満)であったが、低粘度群では、脳で0.60～1.29ppm、腎臓で0.52～1.35ppm、肝臓で1.21～6.91ppmの放射線が検出された。

CIREP(1998)は、低粘度群の吸収が比較的高いのは分子量に起因するとしている。(参照11、26)【4、42】

(3) 吸収、分布、排泄 (マウス) (Yamaoka ら (1995); JECFA (2004) にて引用)

BALB/cCr マウス(雌、8～12週齢)に、<sup>125</sup>Iで標識したPVA(分子量14,800～434,000)を0.1 mL(0.1%)単回静脈内投与<sup>11</sup>し、血中動態、組織分布及び尿中排泄を測定する試験が実施されている。

<sup>8</sup> JECFA (2004) は、250 mg/kg 体重/日に相当するとしている (参照26)【42】。5%溶液を2 mLを挿管(強制経口)投与したとされているが、溶媒は不明。

<sup>9</sup> JECFA (2004) は、200 mg/kg 体重/日に相当するとしている (参照26)【42】。ラットと同様の投与方法。

<sup>10</sup> 投与したPVAの比放射能からPVA量を求めたと考えられる。

<sup>11</sup> リン酸緩衝生理食塩水に溶解して投与。

各分子量の PVA の血中動態パラメータは表 5 のとおりであった。

表 5 マウス単回静脈内投与後の各分子量の PVA の血中動態

| 分子量                                             | 14,800 | 68,000 | 125,000 | 196,000 | 434,000 |
|-------------------------------------------------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 血漿中濃度・時間曲線下面積<br>(AUC) (% mL <sup>-1</sup> ・時間) | 556    | 23,400 | 40,100  | 43,600  | 54,300  |
| β 相消失半減期 (T <sub>1/2β</sub> ) (分)               | 52.7   | 684    | 1,210   | 1,070   | 1,140   |

PVA の血中半減期は、分子量が大きくなるのに伴って延長した。血中 PVA 濃度も分子量が大きくなるのに伴って増加した。組織中では PVA は肝臓、胃腸管、カーカス<sup>12</sup>以外にはほとんど認められなかった。主な排泄経路は尿中であり、低分子量 (14,800) では約 80% が投与後 30 分以内に尿より排泄されたが、高分子量では尿中への排出速度はより遅かった。Yamaoka ら (1995) は、PVA が生体分子に対して特異性を示す部分を持たない分子であることから、腎糸球体の透過性はその分子量にのみ依存するとした。(参照 27) 【51】

JECFA (2004) は、高分子量の PVA の尿中への排泄速度が遅いのは、腎糸球体での透過性が低いためであるとしている。(参照 26) 【42】

#### (4) 体内動態のまとめ

事務局より：

(2) で、CIREP (1998) 【4】は、Haskell Laboratory (1960) を引用して、PVA の吸収は、低粘度では比較的高い旨を述べていますが、本試験の結果から、高粘度 1 及び 2 群と比べて、低粘度群は吸収が相対的に高いものの、吸収の絶対増加量は微小であると考えられること、また、(1) ①の Sanders ら (1990)

【50】において、投与した PVA (分子量 5,000～50,000) の 98% 以上が投与後 48 時間までに糞便中に排泄され、尿中排泄は微量であることを踏まえると、経口投与後の PVA の吸収は分子量 5,000～50,000 の範囲で分子量にかかわらず、非常に小さいと判断できるかご検討をお願いいたします。

また、上記のように判断できる場合、体内動態のまとめを以下のとおり追記 (「分子量 5,000～50,000 の範囲で分子量にかかわらず、」を追記) することによりよろしいかご確認ください。

前川専門委員：

問題ないかと思います。

<sup>12</sup> 個体から組織・臓器を取り除いた残りの部分のこと。

ただし気になるのは、Sanders ら（1990）【50】では吸収が分子量に依存するかどうかを試験しているわけではなく、5,000～50,000 の範囲の PVA が経口投与に吸収されるかどうかを見ていると思います。

よって、「分子量 5,000～50,000 の範囲の PVA は、経口投与後の吸収が非常に小さく（経口投与後にほとんど吸収されず）、」でもよいかと思いました。

伊藤清美専門委員：

文献【50】では分子量ごとの吸収性を検討しているわけではなく、わずかな吸収が低分子量のものに由来する可能性もありますので、「分子量 5,000～50,000 の範囲で分子量にかかわらず、」との記載は正確ではないように思います。

松井専門委員：

「体内動態のまとめ」案に同意します。

頭金専門参考人：

前川専門委員のご提案の修正が良いと思います。資料 2－1 の添加物専門調査会の回答の 2. も同様に修正した方が良いでしょう。

多田専門委員：

分子量追記部分の後ろに、引用元文献番号を追記してください。

事務局より：

ご意見を踏まえ、体内動態のまとめを以下のとおり追記（「分子量 5,000～50,000 の範囲の PVA は、経口投与後の吸収が」を追記）することによりよろしいかご確認ください。

また、現在の体内動態のまとめに記載の動物種（ラット）、PVA の分子量（5,000～50,000）、投与経路（経口投与）等の情報から、Sanders ら（1990）【50】の知見に基づくものであることが特定されることから、参照文献の番号を付すには及ばないかと思われます。なお、従前の添加物評価書では、体内動態のまとめにおいて、本専門調査会の判断に参照文献の番号は付した事例はありません。

本専門調査会は、ラットにおける知見から、~~経口投与後の PVA の吸収は、分子量 5,000～50,000 の範囲の PVA は、経口投与後の吸収がで分子量にかかわらず、~~非常に小さく、主な排泄経路は糞便中であると考えた。また、静脈内投与後の排泄に関する試験結果から、PVA が体内に吸収された場合、低分子量では速やかに尿中から排泄されるが、高分子量ほど排泄が遅くなると考えた。

## 2. 毒性試験

事務局より：

各毒性試験で用いられた PVA の分子量（原著等で分子量が記載されていない場合はその旨）を追記しました。ご確認をお願いいたします。

横平専門委員：

確認しました。異論はございません。

増村専門委員（再掲）：

追加のコメントはありません。

北條専門委員：

私からは特にコメントはございません。

中江専門委員：

パブリックコメント対応により各試験に分子量が記載されていますが、そうするなら、反復投与毒性のみならずすべてに対して実施する必要があると思います。代謝の項には分子量の記載がないものがあり、遺伝毒性・急性毒性の項には記載がありません。わからないのなら「分子量不明」などとして記載するのがいいでしょう。

事務局より：

ご意見を踏まえ、1. 体内動態のうち、(1) ③において、試験で用いられた PVA の分子量を追記しました (P.12)。ご確認をお願いします。また、遺伝毒性及び急性毒性の各試験は、原著等において PVA の分子量が記載されていないため、脚注 13 にその旨を記載しております。

また、1. 体内動態についても、試験で用いられた PVA の分子量を追記したことを踏まえ、資料 2-1 の「添加物専門調査会の回答」欄の 2. の記載を修正しました。ご確認をお願いします。

### (1) 遺伝毒性

#### ① PVA

PVA を被験物質とした遺伝毒性に関する試験成績は、表 6 のとおりである

表 6 PVA に関する遺伝毒性の試験成績

| 指標      | 試験種類                | 試験対象                                                                                         | 用量等                                                         | 試験結果                                                                                       | 参照                                                     |
|---------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 遺伝子突然変異 | 復帰突然変異試験 (in vitro) | 細菌 ( <i>Salmonella typhimurium</i> TA98、TA100、TA1537)                                        | 最高用量 10 mg/plate                                            | 陰性 (代謝活性化の有無にかかわらず)                                                                        | Shibuya ら (1985) 【61】; JECFA (2004) 【42】にて引用 (参照28、26) |
|         |                     | 細菌 ( <i>S. typhimurium</i> TA98、TA100、TA1535、TA1537、 <i>Escherichia coli</i> WP2uvrA/pKM101) | 1 回目及び 2 回目 : 最高用量 5,000 µg/plate、3 回目 : 最高用量 7500 µg/plate | 1 回目 : TA1537 で偽陽性 (5,000 µg/plate、代謝活性化系有の場合のみ)、その他の場合は陰性 (代謝活性化の有無にかかわらず)、2 及び 3 回目 : 陰性 | Kelly ら (2003) 【58】; JECFA (2004) 【42】にて引用 (参照29、26)   |
| 染色体異常   | 染色体異常試験 (in vitro)  | マウスリンフォーマ細胞 (L5178Y 細胞)                                                                      | 5,000 µg/mL                                                 | 陰性 (代謝活性化の有無にかかわらず)                                                                        | Kelly ら (2003) 【58】; JECFA (2004) 【42】にて引用 (参照 29、26)  |
|         | 小核試験 (in vivo)      | マウス (系統不明、雌雄各 5 匹)                                                                           | 最高用量 2,000 mg/kg 体重、単回経口投与 24 及び 48 時間後                     | 陰性                                                                                         | Kelly ら (2003) 【58】; JECFA (2004) 【42】にて引用 (参照 29、26)  |

## ② PVA を含有する製品 (参考資料)

PVA を含有する製品を被験物質とした試験が実施されているが、PVA としての用量等が不明であるため参考資料とした。PVA を含む歯科用剤の復帰突然変異試験 (参照30、26) 【62、42】、PVA を含む避妊フィルムの培養細胞を用いた染色体異常試験及びマウスに腹腔内投与又は膈内投与した小核試験 (参照 28、26) 【61、42】が実施されており、結果はいずれも陰性であった。

本専門調査会は、PVA には遺伝毒性はないと判断した。

<sup>13</sup> 原著等において、各試験に用いた PVA の分子量は記載されていない。

## (2) 急性毒性

PVA を被験物質とした急性毒性に関する試験成績は、表 7 のとおりである<sup>13</sup>。

表 7 PVA に関する急性毒性の試験成績

| 動物種<br>(性別)   | LD <sub>50</sub> (mg/kg 体重) | 参考文献                                                                           |
|---------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| マウス<br>(性別不明) | > 1,500                     | 原著不明；化粧品原料基準 (1968) 【5】及び JECFA (2004) 【42】にて引用 (参照31、26)                      |
| マウス<br>(雌雄)   | > 4,000                     | Burford ら (1968) 【54】；JECFA (2004) 【42】にて引用 (参照32、26)                          |
| マウス<br>(性別不明) | 14,700                      | Zaisev ら (1986) (非公表)；JECFA (2004) (参照) 【42】にて引用 (参照 26)                       |
| ラット<br>(雄)    | > 10,000                    | Hazleton Lab. (1959) (非公表)；CIREP (1998) 【4】及び JECFA (2004) 【42】にて引用 (参照 11、26) |
| ラット<br>(雄)    | > 21,500                    | Hazleton Lab. (1959) (非公表)；CIREP (1998) 【4】及び JECFA (2004) 【42】にて引用 (参照 11、26) |
| ラット<br>(性別不明) | > 20,000                    | Zaisev ら (1986) (非公表)；JECFA (2004) 【42】にて引用 (参照 26)                            |
| ラット<br>(性別不明) | > 5,000                     | CTFA (1980) (非公表)；CIREP (1998) 【4】及び JECFA (2004) 【42】にて引用 (参照 11、26)          |
| イヌ<br>(性別不明)  | > 20,000                    | Hazleton Lab. (1959) (非公表)；CIREP (1998) 【4】及び JECFA (2004) 【42】にて引用 (参照 11、26) |

## (3) 反復投与毒性

ラット 90 日間反復経口投与試験 (Kelly ら (2003)、GLP；JECFA (2004) 及び EFSA (2005) にて引用)

SD ラット (雌雄、各群 20 匹) に、PVA (分子量 26,500~28,100 Da) を表 8 のとおり投与群を設定して、90 日間混餌投与する試験が実施されている。

事務局より：

PVA の分子量は、Kelly ら (2003) 【58】には記載されていませんが、EFSA (2005) 【24】には molecular weight としての記載があるため、これを引用しました。

中江専門委員：

反復投与毒性/生殖発生毒性の項で「原著に記載がないが EFSA 評価書に記載があるのでそれを採用している」というものが複数ありますが、原著に記載がないのに評価書に記載できた理由がわからなければ、EFSA の判断が正しいかどうかわからないので、そのことに関する食品安全委員会 (添加物専門調査会) としての見解を明記するのがいいでしょう。

原著に記載のない情報をいかにして EFSA が入手したのかということと、食品安全委員会（添加物専門調査会）として EFSA の情報が正しいと判断した根拠を記した上で、EFSA の評価書から引用した分子量を用いたのであるということを記載することが必要でないかと考えます。  
調査会での議論を伺いたいと思います。

松井専門委員：

「引用」には引用元を脚注として明示した方が良いでしょう。

多田専門委員：

分子量の追記がされましたが、Kelly ら（2003）【58】には記載されていないということであり、この文献の試験に用いた試料についての分子量測定結果を基にした値であるかは明確でないのではないのでしょうか。そのため、本文内に記載するのではなく、脚注欄などに Kelly ら（2003）【58】には記載されていないが、EFSA（2005）【24】には PVA としての molecular weight としての記載があり分子量 26,500～28,100 Da とされている、といった様な記載にさせていただく方が良いと思われます。

伊藤裕才専門委員：

分子量の表記について、多田先生に賛同いたします。

事務局より：

Kelly ら（2003）【58】には記載されておらず、EFSA（2005）【24】から分子量の情報を引用して本文中に記載しておりますところ、その記載方法について、ご意見を踏まえ、本文中の PVA に脚注 X を付し、脚注 X に下記の記載案を追記することよろしいかご確認ください。

#### 〔本文の記載案〕

SD ラット（雌雄、各群 20 匹）に、PVA<sup>X</sup>を表 8 のとおり投与群を設定して、90 日間混餌投与する試験が実施されている。（後略）

#### 〔脚注 X の記載案〕

本試験で用いられた PVA の分子量の情報について、Kelly ら（2003）には記載されていないが（参照 29）【58】、EFSA（2005）には PVA としての molecular weight としての記載があり、分子量 26,500～28,100 とされている。  
（参照 33）【24】

表 8 投与群の設定

| 用量設定 (mg/kg_体重/日) | 0 | 2,000 | 3,500 | 5,000 |
|-------------------|---|-------|-------|-------|
|-------------------|---|-------|-------|-------|

その結果、以下の所見が認められた。

- ・ 5,000 mg/kg\_体重/日投与群の雄が投与後 4 週及び 8 週の採血時に各 1 匹死亡した。Kelly ら (2003) は、いずれも技術的過失によるものであるとしている。
- ・ 一般状態の変化として、3,500 mg/kg\_体重/日以上投与群の雌雄に軟便が観察され、雄では肛門性器部に黒又は褐色の汚れを伴っていたが、肉眼的及び病理組織学的変化は伴っていなかった。

そのほか体重、摂餌量、眼科学的検査、自発運動、機能観察総合評価法検査 (FOB) による検査、血液・生化学検査、尿検査、剖検所見、臓器重量及び病理組織学的検査に被験物質投与の影響は認められなかった。

事務局より：

先例の評価書では、FOB を「機能観察総合検査」又は「機能検査」としていますが、試験ガイドライン等【追 13】の記載を踏まえ、「機能観察総合評価法」としました。

また、FOB を＜別紙：略称＞に追記しました。

横平専門委員（再掲）：

確認しました。異論はございません。

Kelly ら (2003) は、PVA の消化管からの吸収はわずかであることから、軟便及び肛門性器部の汚れは、糞便中に排泄された大量の被験物質によって、便内に水分が保持されたことによるものであり、これは生理的プロセスであって毒性影響ではないと考察し、本試験における NOAEL を 5,000 mg/kg\_体重/日としている。(参照 29、33)【58、24】

JECFA (2004) は、本試験における NOAEL を 5,000 mg/kg\_体重/日としている。(参照 26)【42】

本専門調査会は、3,500 mg/kg\_体重/日以上投与群で認められた軟便については、生理的な影響と考え、本試験における PVA の NOAEL を最高用量である 5,000 mg/kg\_体重/日と判断した。

#### (4) 発がん性

PVA を被験物質とした経口投与による発がん性に関する知見は提出されてい

ない。

以下の知見は、経膈により投与された試験であるが、長期間全身にばく露された知見が得られているため、参考資料として記載する。

参考資料 マウス発がん性試験（経膈投与）（米国国家毒性プログラム（NTP）（1998）；JECFA（2004）にて引用）

BCF<sub>1</sub> マウス（雌、各群 100 匹）に、PVA（分子量約 24,000）を表 9 のとおり投与群を設定して、週に 5 日、2 年間（104～105 週）経膈投与する試験が実施されている。

事務局より：

PVA の分子量は、米国国家毒性プログラム（NTP）（1998）【59】に molecular weight としての記載があるため、これを引用しました。

表 9 投与群の設定

| 群    | 対照群 1 | 対照群 2         | PVA 投与群                             |
|------|-------|---------------|-------------------------------------|
| 投与内容 | 無処置   | 脱イオン水 20 μL/匹 | 25%PVA 脱イオン水溶液 20 μL/匹 <sup>注</sup> |

注）投与開始時の投与量 250 mg/kg、マウスの体重が 60 g の時点で投与量 80 mg/kg とされている。（参照 34）【59】

その結果、以下の所見が認められた。

- ・ PVA 投与群のマウスの平均体重は、投与 17 週から試験終了までは対照群 1 よりも低く推移した。
- ・ 試験期間中に認められた臨床所見は、対照群 2（6 匹）及び PVA 投与群（11 匹）に認められた膈の炎症のみであった。
- ・ 対照群 2 及び PVA 投与群では、対照群 1 と比べて脾臓の慢性炎症及び胸腺萎縮の発生頻度が高かった。NTP（1998）は、これは経膈投与の処置に起因する変化と考えたとしている。

PVA 投与群の生存率は、対照群 1 及び 2 と同等であり、対照群 2 と PVA 投与群の間で腫瘍又は非腫瘍病変の発生頻度に有意差はなく、PVA 投与に関連した腫瘍の発生は認められなかった。生殖器系臓器の非腫瘍性病変の発現頻度及び程度についても、PVA 群と対照群 1 及び 2 との間で差はなかった。

NTP（1998）は、本試験条件において、PVA にがん原性を示唆する結果は認められないと結論している。（参照 34）【59】

JECFA（2004）は、PVA の経口ばく露の評価と本試験の関連は、非常に限

1 定的であるとしている。(参照 26)【42】

2  
3 (5) 生殖発生毒性

4 ラット生殖毒性試験 (Rodwell ら (2003)、GLP ; JECFA (2004) 及び EFSA  
5 (2005) にて引用)

6 SD ラット (雌雄の親動物、P<sub>0</sub> 世代 : 各群 26 匹、F<sub>1</sub> 世代 : 各群 26 匹) に、  
7 被験物質 (PVA (分子量 26,500~28,100Da)) を表 10 のとおり投与群を設定  
8 して、P<sub>0</sub> 及び F<sub>1</sub> 世代の雌親動物では交配前に少なくとも 70 日間とその後に  
9 交配期間、妊娠期間、哺育期間を経た哺育 21 日の剖検時まで混餌投与し、P<sub>0</sub>  
10 及び F<sub>1</sub> 世代の雄親動物では交配前に少なくとも 70 日間とその後に交配期間  
11 (14 日間)、交配後の期間を経た剖検時まで混餌投与する 2 世代生殖毒性試験  
12 が実施されている。  
13

事務局より :

PVA の分子量は、Rodwell ら (2003)【60】には記載されていませんが、EFSA (2005)【24】には molecular weight としての記載があるため、これを引用しました。

中江専門委員 (再掲) :

反復投与毒性/生殖発生毒性の項で「原著に記載がないが EFSA 評価書に記載があるのでそれを採用している」というものが複数ありますが、原著に記載がないのに評価書に記載できた理由がわからなければ、EFSA の判断が正しいかどうかわからないので、そのことに関する食品安全委員会 (添加物専門調査会) としての見解を明記するのがいいでしょう。

原著に記載のない情報をいかにして EFSA が入手したのかということと、食品安全委員会 (添加物専門調査会) として EFSA の情報が正しいと判断した根拠を記した上で、EFSA の評価書から引用した分子量を用いたのであるということを記載することが必要でないかと考えます。

調査会での議論を伺いたいと思います。

松井専門委員 :

Kelly ら (2003)【58】へのコメント (「引用」には引用元を脚注として明示した方が良いでしょう) と同様です。

多田専門委員 :

分子量の追記がされましたが、PVA の分子量は、Rodwell ら (2003)【60】には

記載されてはいないということであり、この文献の試験に用いた試料についての分子量測定結果を基にした値であるかは明確でないのではないのでしょうか。そのため、本文内に記載するのではなく、脚注欄などに PVA の分子量は、Rodwell ら (2003) 【60】には記載されていないが、EFSA (2005) 【24】には PVA としての molecular weight としての記載があり分子量 26,500～28,100 Da とされている、といった様な記載にさせていただく方が良いと思われます。

伊藤裕才専門委員：

分子量の表記について、多田先生に賛同いたします。

事務局より：

Rodwell ら (2003) 【60】には記載されておらず、EFSA (2005) 【24】から分子量の情報を引用して本文中に記載しておりますところ、その記載方法について、ご意見を踏まえ、本文中の PVA に脚注 Y を付し、脚注 Y に下記の記載案を追記することによろしいかご確認ください。

#### 〔本文の記載案〕

SD ラット（雌雄の親動物、P<sub>0</sub> 世代：各群 26 匹、F<sub>1</sub> 世代：各群 26 匹）に、被験物質（PVA<sup>Y</sup>）を表 10 のとおり投与群を設定して、（後略）

#### 〔脚注 Y の記載案〕

本試験で用いられた PVA の分子量の情報について、Rodwell ら (2003) には記載されていないが（参照 35）【60】、EFSA (2005) には PVA としての molecular weight としての記載があり、分子量 26,500～28,100 とされている。（参照 33）【24】

表 10 投与群の設定

| 用量設定 (mg/kg 体重/日) | 0 (対照群) | 2,000 | 3,500 | 5,000 |
|-------------------|---------|-------|-------|-------|
|-------------------|---------|-------|-------|-------|

その結果、以下の所見が親動物で認められた。

- ・ 3,500 及び 5,000 mg/kg 体重/日群の P<sub>0</sub> 及び F<sub>1</sub> 世代の雌雄の親動物で軟便が観察されたが、飼料中に高濃度に含まれる非吸収性の被験物質が糞便中に排泄されることに起因するものと判断されている。
- ・ 2,000 及び 5,000 mg/kg 体重/日群の P<sub>0</sub> 雄親動物で投与 5 週以降に体重の有意な低値がみられたが、3,500 mg/kg 体重/日群の P<sub>0</sub> 雄親動物、全ての投与群の P<sub>0</sub> 雌親動物、及び全ての投与群の F<sub>1</sub> 雌雄の親動物では体重の有意な低値は認められず、被験物質投与と関連しない変化であったとされている。

- 1       ・ 3,500 mg/kg 体重/日以上群の P<sub>0</sub> 及び F<sub>1</sub> 親動物（哺育期間中の雌を除く）  
2       で摂餌量の増加が認められたが、これは大量の被験物質を投与された動物  
3       が、成長に必要なカロリー摂取を維持した結果であると考察されている。  
4       ・ 5,000 mg/kg 体重/日群の F<sub>1</sub> 雌親動物において妊娠期間が有意に短縮したが、  
5       生物学的に意義のない軽微な変化であり、背景対照データの範囲内であっ  
6       たとされている。

7  
8       なお、親動物の剖検所見、臓器重量、病理組織学的検査（生殖器官、脳、  
9       肝臓及び腎臓）及び精子検査（精子の数、運動性及び形態）においても被験  
10      物質投与の影響は認められなかった。

11      親動物（P<sub>0</sub> 及び F<sub>1</sub>）の生殖能力に関しては、雌の発情周期、雌雄の交尾率  
12      と受胎率及び F<sub>1</sub> 雌雄の性成熟に被験物質投与の影響は認められなかった。

13      児動物（F<sub>1</sub> 及び F<sub>2</sub>）については、産児数、出生児の性比、生存率（哺育 4  
14      日／哺育 21 日）及び哺育児の体重に被験物質投与の影響は認められなかった。

15      以上の結果から、Rodwell ら（2003）は、本試験における親動物及び児動  
16      物に係る NOAEL を 5,000 mg/kg 体重/日としている。（参照 33、35）【24、  
17      60】

18      JECFA（2004）では、本試験における NOAEL を 5,000 mg/kg 体重/日と  
19      している。（参照 26）【42】

20      本専門調査会は、本試験における被験物質（PVA）の親動物に対する一般  
21      毒性及び生殖毒性並びに児動物に対する毒性に係る NOAEL を最高用量であ  
22      る 5,000 mg/kg 体重/日と判断した。

## 23 24      （６）アレルゲン性試験

25      PVA を被験物質としたアレルゲン性試験に関する知見は提出されていない。

## 26 27      （７）毒性のまとめ

28      遺伝毒性は認められないと判断した。

29  
30      事務局より：

31      遺伝毒性については、（１）遺伝毒性の調査会の判断の記載に揃えました。

32      増村専門委員（再掲）：

33      追加のコメントはありません。

34      反復投与毒性については、ラット 90 日間反復経口投与試験（Kelly ら（2003））  
35      において、NOAEL を最高用量である 5,000 mg/kg 体重/日と判断した。

1 生殖発生毒性については、ラット生殖毒性試験（Rodwell ら（2003））におい  
2 て、親動物に対する一般毒性及び生殖毒性並びに児動物に対する毒性に係る  
3 NOAEL を最高用量である 5,000 mg/kg 体重/日と判断した。

4 以上のことから、本専門調査会は、ラット 90 日間反復経口投与試験（Kelly  
5 ら（2003））及びラット生殖毒性試験（Rodwell ら（2003））の結果に基づき、  
6 PVA の NOAEL を最高用量である 5,000 mg/kg 体重/日と判断した。  
7

事務局より：

（3）反復投与毒性のうち、慢性毒性試験は提出されておらず、また、（4）発  
がん性については経口投与された試験が提出されておりましたが、提出された知  
見から毒性評価は可能であるかのご確認をお願いし、第 186 回専門調査会でご議  
論いただきました。

遺伝毒性が陰性であり、ラット 90 日間反復経口投与試験（Kelly ら（2003））  
【58】の知見が提出されていることなどから、毒性の評価は可能とのご判断をい  
ただいておりますが、この旨、評価書案には記載しておりませんでしたので、以  
下のとおり追記しました。ご判断に当たっては、特に、1．体内動態の知見も鑑  
みられているものと思われましたので、その点にも言及しました。

毒性の評価が可能と考えた理由の過不足はないか、記載は適切か、ご確認をお  
願いします。

横平専門委員（再掲）：

確認しました。異論はございません。

北條専門委員（再掲）：

特にコメントはございません。

8  
9 なお、反復投与毒性試験については、慢性毒性試験に関する試験成績は提出  
10 されていないものの、

11 ・ラット 90 日間反復経口投与試験（Kelly ら（2003））では最高用量である  
12 5,000 mg/kg 体重/日まで毒性影響が認められなかったこと、  
13 また、発がん性試験については、経口投与による試験成績は提出されていない  
14 ものの、

15 ・遺伝毒性はないと判断されたこと、  
16 ・経腔投与ではあるが、長期間（2 年間）全身にばく露されているマウス発が  
17 ん性試験（NTP（1998））において、PVA にがん原性を示唆する結果は認  
18 められないと結論されていること

19 に加え、経口投与後の PVA の吸収は非常に小さいと考えられたこと等も踏まえ、

1 本専門調査会は、提出された毒性試験の試験成績から PVA の毒性の評価は可能  
2 と考えた。

### 3. ヒトにおける知見

#### 医薬品等への使用

6 PVA のヒトへの影響を評価するための有用なデータは乏しいが、指定等要請  
7 者は、医薬品や諸外国における健康食品への使用において、ヒトでの健康影響  
8 は報告されていないと説明している。(参照 2)【概要書】

### Ⅲ. 一日摂取量の推計等

「ポリビニルアルコール」には、不純物として、メタノール及び酢酸メチルが挙げられている（Ⅰ. 7. (2)）。このため、PVA に加え、これら不純物についても併せて検討した。

#### 1. PVA

##### (1) 現在の摂取量

現在、PVA は添加物として指定されていない。

##### (2) 使用基準策定後の摂取量

表 2 の使用基準案によれば、「ポリビニルアルコール」は、カプセル・錠剤等通常の食品形態でない食品に使用される。

指定等要請者は、平成 23 年国民健康・栄養調査報告から「補助栄養素・特定保健用食品」の摂取量である国民平均<sup>14</sup>で 13.2 g/人/日、小児（1～6 歳）で 8.3 g/人/日を引用し、これに使用基準案における「ポリビニルアルコール」の最大使用量（45 g/kg）を乗じ、一日摂取量は、国民平均で 590 mg/人/日（11 mg/kg 体重/日）、小児で 370 mg/人/日（23 mg/kg 体重/日）と推計している。（参照 2、36）【概要書、追 10】

「ポリビニルアルコール」の使用対象食品であるカプセル・錠剤等通常の食品形態でない食品には、カプセル、錠剤のほかに、例えば、粉末や液状のものも含まれ得ると考えられるところ、これらが国民健康・栄養調査報告にある「補助栄養素・特定保健用食品」に網羅されているかについて、指定等要請者は、「補助栄養素・特定保健用食品」は、いわゆる健康食品のうち、保健機能食品に相当すると考えられ、保健機能食品に当たらないいわゆる健康食品は「補助栄養素・特定保健用食品」には含まれないため、「補助栄養素・特定保健用食品」では、カプセル・錠剤等通常の食品形態でない食品の全てを網羅できているとはいえない旨の説明をしている。（参照 15、37）【補 1、補 1 資料 3】

一方、平成 23 年国民健康・栄養調査報告には、「補助栄養素・特定保健用食品」は、補助栄養素（顆粒、錠剤、カプセル、ドリンク状の製品〔薬剤も含む〕）及び特定保健用食品を指す旨の記載があることから（参照 36）【追 10】、「補助栄養素・特定保健用食品」には、食品に限らず、医薬部外品等の薬剤も含まれていると認められる。

以上のとおり、国民健康・栄養調査報告にある「補助栄養素・特定保健用食品」は、「ポリビニルアルコール」の使用対象食品の摂取量を求める上で過不足があるが、本専門調査会は、平成 23 年国民健康・栄養調査報告のほかに適当な

<sup>14</sup> 1 歳以上における平均

知見を得ることはできず、また、指定等要請者の説明は是認し得ると考え、使用基準策定後の「ポリビニルアルコール」由来の PVA の摂取量を国民平均で 590 mg/人/日 (11 mg/kg 体重/日)、小児で 370 mg/人/日 (23 mg/kg 体重/日) とした。

## 2. 「ポリビニルアルコール」の不純物

「ポリビニルアルコール」の不純物として挙げられているメタノール及び酢酸メチルのうち、酢酸メチルは加水分解されてメタノール及び酢酸を生じる。そこで、酢酸メチル、メタノール及び酢酸について推計を行った。

### (1) 酢酸メチル

表 1 の純度試験の規格案における上限量 (1.0%) の酢酸メチルが含まれていた場合を仮定し、これを使用基準策定後の PVA の摂取量 (1. (2)) に乗じて「ポリビニルアルコール」由来の酢酸メチルの摂取量は、国民平均で 5.9 mg/人/日 (0.11 mg/kg 体重/日)、小児で 3.7 mg/人/日 (0.23 mg/kg 体重/日) と推計した。

### (2) メタノール

#### ① 現在の食事由来の摂取量

メタノールについては、新鮮な果物、野菜、果実ジュース及び発酵飲料等の飲食物に含まれている。

我が国における知見ではないが、飲食物におけるメタノールの濃度について、次のような報告がある。

Bayer AG 社内資料 (1987) によると、v. Fellenberg (1913、1918) はカブ (Palatinate turnips) に 2,050 mg/kg、カリフラワーに 650 mg/kg、リンゴに 680 mg/kg、ケールに 1,910 mg/kg のメタノールが含まれていたと報告し、また、Baumann and Gierschner (1974) はカシスに 106~290 mg/kg のメタノールが含まれていたと報告している。(参照38) 【DMDC\_163】

Françot and Geoffroy (1956) は、メタノールが果実ジュースに 12~680 mg/L (平均 141 mg/L)、各種果実酒に平均 32~452 mg/L 含まれるとしている。(参照39) 【DMDC\_71】

Wucherpfenning ら (1983) は、メタノールが果実ジュース (果肉無し) に 83~289 mg/L、果実ジュース (果肉入り) に 64~326 mg/L 含まれるとしている。(参照40) 【DMDC\_65】

また、LANXESS 社内資料 (Kock (2008)) では、メタノールが欧州で市販されている一般的な果汁飲料には 10 mg/L 以下、カシスジュースには最大 23.5 mg/L 含まれていたとしている。(参照41) 【DMDC\_3】

食品群別摂取量は、「令和元年国民健康・栄養調査」によれば、「果汁・果汁飲料」が国民平均で 8.7 g/日、小児で 18.2 g/日、「アルコール飲料」（日本酒、ビール及び洋酒・その他）が国民平均で 106.6 g/日、小児で 1.0 g/日である。

我が国では、「アルコール飲料」のメタノールの濃度は最大で 1.0 mg/mL と定められており<sup>15</sup>、果実ジュース及びアルコール飲料からのメタノールの摂取量の最大は、国民平均で 2.0 mg/kg 体重/日、小児で 0.81 mg/kg 体重/日と推計<sup>16</sup>された。（参照42）【追 6】

## ② 「ポリビニルアルコール」由来の摂取量

表 1 の成分規格案における上限量（1.0%）のメタノールが含まれていた場合を仮定し、これを上記 1.（2）に乗じて「ポリビニルアルコール」の製造時に用いられたメタノールとして、国民平均で 5.9 mg/人/日（0.11 mg/kg 体重/日）、小児で 3.7 mg/人/日（0.23 mg/kg 体重/日）と推計した。

「ポリビニルアルコール」由来の酢酸メチル（上記（1））から生じるメタノールの摂取量については、国民平均で 2.6 mg/人/日（0.047 mg/kg 体重/日）、小児で 1.6 mg/人/日（0.10 mg/kg 体重/日）と推計<sup>17</sup>した。

以上を合計し、「ポリビニルアルコール」由来のメタノールの摂取量は、国民平均で 8.5 mg/人/日（0.15 mg/kg 体重/日）、小児で 5.4 mg/人/日（0.32 mg/kg 体重/日）と推計した。

## （3）酢酸

### ① 現在の食事由来の摂取量

指定等要請者は、伏見ら（2005）を引用し、「食酢の 1 日あたりの平均摂取量は、普段摂取しない方を含めると 2.6 g（酢酸 130 mg に相当）、摂取する方のみでは 10.4 g（酢酸 520 mg に相当）」としている。（参照 2、43）【概要書、86】

本専門調査会は、指定等要請者の説明を妥当と考え、現在の酢酸の摂取量は、130～520 mg/人/日と推計した。

### ② 「ポリビニルアルコール」由来の摂取量

<sup>15</sup> 「有毒飲食物等取締令の廃止について」（昭和 29 年 7 月 15 日付け衛食第 182 号）において「なお、含有メタノール量からみて、当該食品等が食品衛生法第四条第二号に該当するか否かの判定の基準については、従前どおり、酒精飲料一立方センチメートル中一ミリグラム以上のメタノールを含むものは有害な飲料と認められるので念のため申し添える。」とされている。

<sup>16</sup> （「果汁・果汁飲料」の摂取量×680（mg/L）＋「アルコール飲料」の摂取量×1.0（mg/mL））÷体重

<sup>17</sup> 「ポリビニルアルコール」由来の酢酸メチルの摂取量×メタノールの分子量（32.04）÷酢酸メチルの分子量（74.08）

1 「ポリビニルアルコール」由来の酢酸メチルから生じる酢酸の摂取量につ  
2 いては、国民平均で 4.8 mg/人/日 (0.087 mg/kg 体重/日)、小児で 3.0 mg/人/  
3 日 (0.18 mg/kg 体重/日) と推計<sup>18</sup>した。  
4

---

<sup>18</sup> 「ポリビニルアルコール」由来の酢酸メチルの摂取量×酢酸の分子量 (60.05) ÷ 酢酸メチルの分子量 (74.08)

## IV. 我が国及び国際機関等における評価

### 1. 我が国における評価

#### (1) PVA

これまで、食品安全委員会において、「ポリビニルアルコール」の評価は行われていない。

#### (2) 「ポリビニルアルコール」の不純物

##### ① メタノール

食品安全委員会は、添加物評価書「二炭酸ジメチル」において、以下のとおり評価している。

「本委員会としては、DMDC 由来メタノールは、通常の食事由来のメタノールと同様に吸収され、体内で代謝及び排泄され则认为、ヒトにおける知見、通常の食習慣でのメタノールの摂取量及び FDA により設定された ADI も考慮して、添加物「二炭酸ジメチル」が添加物として適切に使用される限りにおいては、メタノールの安全性に懸念がないと判断した。」(参照 23)【追 12】

##### ② 酢酸

食品安全委員会は、添加物評価書「過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質（過酢酸、1—ヒドロキシエチリデン—1, 1—ジスルホン酸、オクタン酸、氷酢酸、過酸化水素）（第 3 版）」において、以下のとおり評価している。

「添加物「氷酢酸」については、添加物「酢酸カルシウム」及び添加物「酸化カルシウム」の評価書（2013）において酢酸の安全性に係る知見が検討されており、体内動態、毒性ともに添加物「氷酢酸」の安全性に懸念を生じさせる知見は認められず、これ以降、体内動態、毒性ともに添加物「氷酢酸」の安全性に懸念を生じさせる知見は認められていない。そのため、本評価書では、添加物「氷酢酸」の体内動態及び毒性に係る知見の検討は行わず、さらに、酢酸は食事経由で既に摂取されている量が相当多いことも踏まえ、添加物「氷酢酸」については、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADI を特定する必要はないと判断した。」(参照 24)【83】

### 2. 国際機関等における評価

#### (1) JECFA における評価

JECFA は、2003 年開催の第 61 回会合（2004 年報告）において、PVA の評価を行った。その結果、ラットにおける 90 日間反復投与試験及び 2 世代生殖毒性試験の最高用量である 5,000 mg/kg 体重/日を NOEL とし、安全係数を 100

1       として、PVA の ADI を 0～50 mg/kg 体重/日と設定している。(参照44、26)  
2       【23、42】

## 3 4   (2) 米国における評価

5       2004 年、米国食品医薬品局 (FDA) は、PVA について評価を行った。その結  
6       果、PVA を 45%まで含むコーティング剤を 4%まで食品サプリメントに使用す  
7       るという条件において、GRAS であるという米国の申請者の結論に疑問はない  
8       としている。(参照45) 【25】

## 9 10 (3) 欧州における評価

11       2005 年、欧州食品安全機関 (EFSA) は、分子量 26,000～30,000-Da の部分  
12       加水分解ポリマーの PVA を食品サプリメントのコーティング剤として使用する  
13       ことについての評価を行った。その結果、推定摂取量 (食品サプリメントから  
14       1.8 mg/kg 体重/日、医薬品からを含めても 4.8 mg/kg 体重/日) は、動物試験か  
15       ら得られた NOAEL (5,000 mg/kg 体重/日) と比較して十分に低いことから、  
16       安全性に懸念はないと結論付けている。(参照 3334) 【24】

## V. 食品健康影響評価

「ポリビニルアルコール」には、不純物として酢酸メチル及びメタノールが挙げられており、このうち、酢酸メチルについては、メタノールと酢酸に分解する。このため、PVA に加え、メタノール及び酢酸に係る知見を踏まえ、総合的に「ポリビニルアルコール」の食品健康影響評価を行うこととした。

### 1. PVA

事務局より：

Ⅱ. 1. (4) 体内動態のまとめ及び 2. (7) 毒性のまとめを踏まえ、適宜修正します。

体内動態については、経口投与後の PVA の吸収は非常に小さく、主な排泄経路は糞便中であると考えた。また、静脈内投与後の排泄に関する試験結果から、PVA が体内に吸収された場合、低分子量では速やかに尿中から排泄されるが、高分子量ほど排泄が遅くなると考えた。

PVA には遺伝毒性は認められないと判断した。

事務局より：

遺伝毒性については、Ⅱ. 2. (1) 遺伝毒性の調査会の判断の記載に揃えました。

増村専門委員（再掲）：

追加のコメントはありません。

反復投与毒性、生殖発生毒性試験等を検討した結果、ラット 90 日間反復経口投与試験及びラット生殖毒性試験の結果に基づき、PVA の NOAEL を最高用量である 5,000 mg/kg 体重/日と判断した。

PVA の一日摂取量は、国民平均で 590 mg/人/日（11 mg/kg 体重/日）、小児で 370 mg/人/日（23 mg/kg 体重/日）と推計した。

本専門調査会は、PVA は消化管でほとんど吸収されないこと、ラット 90 日間反復経口投与試験及びラット生殖毒性試験において最高用量である 5,000 mg/kg 体重/日まで毒性所見が認められていないことから、「ポリビニルアルコール」が添加物として適切に使用される場合、PVA の安全性に懸念はないと考えられ、ADI を特定する必要はないと判断した。

## 2. メタノール

メタノールについては食品安全委員会で 2019 年に評価が行われている。その後、新たな知見が認められていないことから、新たな体内動態及び毒性に関する検討は行わなかったが、「ポリビニルアルコール」由来のメタノールの推定一日摂取量は国民平均で 0.15 mg/kg 体重/日、小児で 0.32 mg/kg 体重/日であり、通常の食事由来のメタノールと同様に吸収され、体内で代謝及び排泄されると考え、ヒトにおける知見、通常の食習慣でのメタノールの摂取量（国民平均で 2.0 mg/kg 体重/日、小児で 0.81 mg/kg 体重/日）及び FDA により設定された ADI（7.1～8.4 mg/kg 体重/日）も考慮して、「ポリビニルアルコール」が添加物として適切に使用される場合、「ポリビニルアルコール」由来のメタノールは、安全性に懸念はないと判断した。

## 3. 酢酸

酢酸については食品安全委員会で 2017 年に評価が行われている。その後、新たな知見が認められていないことから、新たな体内動態及び毒性に関する検討は行わなかったが、「ポリビニルアルコール」由来の摂取量（国民平均で 5.0 mg/人/日、小児で 3.6 mg/人/日）が食事由来の摂取量（130～520 mg/人/日）と比較して少ないことを評価した結果、「ポリビニルアルコール」が添加物として適切に使用される場合、「ポリビニルアルコール」由来の酢酸は、安全性に懸念はないと判断した。

上記 1. ～ 3. を踏まえ、本専門調査会は、「ポリビニルアルコール」が添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念はないと考えられ、ADI を特定する必要はないと判断した。

1 <別紙：略称>

| 略称         | 名称等                                                                  |
|------------|----------------------------------------------------------------------|
| CIREP      | Cosmetic Ingredient Review Expert Panel：化粧品製品レビュー専門家パネル              |
| CTFA       | Cosmetic Toiletry and Fragrance Association：米国化粧品工業会                 |
| DMDC       | Dimethyl dicarbonate：二炭酸ジメチル                                         |
| ECB        | European Chemicals Bureau：欧州化学品局                                     |
| EFSA       | European Food Safety Authority：欧州食品安全機関                              |
| FAO        | Food and Agriculture Organization of the United Nations：国際連合食糧農業機関   |
| FDA        | Food and Drug Administration：米国食品医薬品局                                |
| <u>FOB</u> | <u>Functional Observation Battery：機能観察総合評価法</u>                      |
| GLP        | Good Laboratory Practice：優良試験所規範                                     |
| GRAS       | Generally Recognized as Safe：一般に安全とみなされる                             |
| GSFA       | General Standard for Food Additives：コーデックス一般規格                       |
| JECFA      | Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives：FAO/WHO合同食品添加物専門家会議 |
| NOEL       | No-Observed-Effect Level：無作用量                                        |
| NTP        | National Toxicology Program：米国国家毒性プログラム                              |
| PVA        | Polyvinyl Alcohol：ポリビニルアルコール                                         |
| SCF        | Scientific Committee for Food：欧州食品科学委員会                              |
| WHO        | World Health Organization：世界保健機関                                     |

2

## 1 <参照>

- 1 【委員会資料】厚生労働省：「ポリビニルアルコール」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について，第864回食品安全委員会，2022
- 2 【概要書】三菱ケミカル株式会社、日本カラコン合同会社：ポリビニルアルコール概要書，2022
- 3 【26】JECFA (FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additives) 68th Meeting: FAO JECFA Monographs 4. Compendium of Food Additive Specifications (Addendum 12). Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO), Rome. FAO Food and Nutrition Paper, No. 52(Add. 12). 2007; 41-6
- 4 【11】The United States Pharmacopia (USP): Polyvinyl alcohol  
<http://publications.usp.org/index.html>（アクセス日：2017年4月20日）
- 5 【35】EFSA Statement on the request for a modification of the specification on solubility of the food additive polyvinyl alcohol (E 1203) in ethanol and its possible impact on the safety assessment. The EFSA Journal, 2014; 12(9): 3820
- 6 【37】Raymond C Rowe, Paul J Sheskey and Marian E Quinn: Polyvinyl alcohol. In: Handbook of Pharmaceutical Excipients, 6th Edition. American Pharmaceutical Association, Washington, D.C, 2009; 564-5
- 7 【38】日本合成化学工業株式会社：ポリビニルアルコールの安定性試験結果．日本合成化学工業株式会社社内報告書，2014
- 8 【29】Poly(vinyl Alcohol) In: European Pharmacopoeia, 9.3 Edition. Council of Europe (COE), Strasbourg Cedex, France 2017; 4979-80
- 9 【2】長野浩一，山根三郎，豊島賢太郎：ポバール 改訂新版．高分子刊行会，1981；6-7，68-71
- 10 【3】日本医薬品添加剤協会編集：医薬品添加物事典 2016．薬事日報社，2016；518
- 11 【4】Cosmetic Ingredient Review (CIR): Final Report on the Safety Assessment of Polyvinyl Alcohol. Int J Toxicol, 1998; 17: 67-92
- 12 【5】日本公定書協会：化粧品原料基準．1968；1084-8
- 13 【追8】医薬品添加物規格 2018 について，平成30年3月29日薬生発 0329 第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知
- 14 【追9】日本医薬品添加剤協会編集：医薬品添加物事典 2021．薬事日報社，2021；605
- 15 【補1】厚生労働省：食品健康影響評価に係る補足資料の提出について，令和4年11月9日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長通知
- 16 【補1 資料1】食品安全委員会：食品健康影響評価に用いる平均体重の変更について．2014年3月31日
- 17 【6】CODEX ALIMENTARIUS: General Standard for Food Additives CODEX STAN 192-1995 Revision 2016; 1-7, 67, 184(Table One), 253, 381(Table Two)
- 18 【10】The Code of Federal Regulations, Title 21(food and drug), Chapter 1, Part 177, Subpart B, Sec. 177.1670 polyvinyl alcohol film
- 19 【7】CODEX ALIMENTARIUS: Class names and the international numbering system for Food additives CAA/GL 36-1989 Amendment 2016; 1-5, 45
- 20 【追1】EUROPEAN COMMISSION JOINT RESEARCH CENTRE: METHYL

---

ACETATE CAS No: 79-20-9 EINECS No: 201-185-2 Summary Risk Assessment Report, 2003

- 21 【追 2】 Bart Heldreth, Wilma F Bergfeld, Donald V Belsito, Ronald A Hill, Curtis D Klaassen, Daniel Liebler, et al.: Final report of the Cosmetic Ingredient Review Expert Panel on the safety assessment of methyl acetate. *Int J Toxicol*, 2012; 31(4 Suppl): 112S-36S
- 22 【85】 多武保庄六：シンナー中毒の研究、とくに酢酸エステルの代謝と毒性について. 日大医学雑誌, 第 32 巻
- 23 【追 12】 食品安全委員会：添加物評価書「二炭酸ジメチル」. 2019 年 1 月
- 24 【83】 食品安全委員会：添加物評価書「過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質（過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸、氷酢酸、過酸化水素）（第 3 版）」. 2017 年 4 月
- 25 【50】 Sanders, J.M., Matthews, H.B.: Vaginal absorption of polyvinyl alcohol in Fischer 344 rats. *Hum Exp Toxicol*, 1990; 9: 71-7
- 26 【42】 Polyvinyl Alcohol, In WHO(ed.), Food Additives Series 52, Safety Evaluation of Certain Food Additives and Contaminants, Prepared by the Sixty-first meeting of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, World Health Organization, Geneva, 2004
- 27 【51】 Tetsuji Yamaoka, Yasuhiko Tabata, and Yoshito Ikeda: Comparison of Body Distribution of Poly(vinyl alcohol) with Other Water-soluble Polymer after Intravenous Administration. *J. Pharm. Pharmacol*, 1995; 47: 479-86
- 28 【61】 Shibuya T, Tanaka N, Katoh M, Matsuda Y.T, and Morita K: Mutagenicity testing of ST-film with the Ames Test, Chromosome Test *In Vitro* and Micronucleus Test in Female Mice. *J Toxicol Sci*, 1985; 10: 135-41
- 29 【58】 Kelly C.M, DeMerlis C.C, Schoneker D.R, Borzelleca J.F: Subchronic toxicity study in rats and genotoxicity tests with polyvinyl alcohol. *Food Chem Toxicol*, 2003; 41: 719-27
- 30 【62】 Schweikl H, Schmalz G, Gottke C: Mutagenic activity of various dentine bonding agents. *Biomaterials*, 1996; 17: 1451-6
- 31 【5】 日本公定書協会：化粧品原料基準. 1968 ; 1084-8
- 32 【54】 R.G Burford, and C. Chappel: Range-Finding Acute Toxicity studies of Polyvinyl Alcohol, Phthalic Acid and Cellulose Acetate Phthalate in the mouse. Bio-Research Laboratory Research report, 1968
- 33 【24】 EFSA Opinion of the Scientific Panel on Food Additives, Flavouring, Processing Aids and Materials in Contact with Food on a request from the Commission related to the use of polyvinyl alcohol as a coating agent for food supplements (Question number EFSA-Q-2005-017). *The EFSA Journal*, 2005; 294: 1-15
- 34 【59】 NTP: Toxicology and Carcinogenesis Studies of Polyvinyl Alcohol (Molecular Weight  $\approx$ 24,000) (CAS NO. 9002-89-5) in Female B6C3F1 Mice (Intravaginal Studies). National Toxicology Program (NTP), Research Triangle Park, North Carolina. NTP Technical Report Series, No. 474, May 1998
- 35 【60】 Rodwell, D.E., Kelly, C.M., DeMerlis, C.C., Schoneker, D.R., Borzelleca, J.F.: Effects of polyvinyl alcohol administered in the diet to rats on fertility, early embryonic development, growth and development. *Food Chem Toxicol*, 2003; 41: 729-7
- 36 【追 10】 厚生労働省：平成 23 年国民健康・栄養調査報告, 2013

- 
- <sup>37</sup> 【補1 資料3】厚生労働省：いわゆる「健康食品」のホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/hokenkinou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/hokenkinou/index.html)（アクセス日：2022/8/4）
- <sup>38</sup> 【DMDC\_163】Bayer AG: Toxicological assessment of the small amounts of methanol anticipated in the sterilization of drinks with dimethyl dicarbonate. (Bayer AG 社内資料、1987年11月)
- <sup>39</sup> 【DMDC\_71】Franchot P and Geoffroy P: Methanol in fruit juices, fermented beverages, alcohols and spirits. Rev. Ferment. Ind. Aliment. 1956; 11: 279-87
- <sup>40</sup> 【DMDC\_65】Wucherpfenning H, Dietrich H and Bechtel J: Alcohol: Free, total and potential methanol content of fruit juices. Flüssiges Obst 1983; 8: 348-54
- <sup>41</sup> 【DMDC\_3】LANXESS Deutschland GmbH: Velcorin® - natural methanol contents in soft drinks (LANXESS Deutschland GmbH 社内資料、2008年10月)
- <sup>42</sup> 【追6】厚生労働省：令和元年国民健康・栄養調査報告，2020
- <sup>43</sup> 【86】伏見宗士，岸幹也，大島芳文，塚本義則，伊藤彰浩：食酢飲料の安全性の検討．生活衛生，2005；49（5）：267-78
- <sup>44</sup> 【23】JECFA (FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additives) 61st Meeting: World Health Organization (WHO), Geneva. WHO Technical Report Series 922, 2004a; 35-37, 153-154(Annex 2)
- <sup>45</sup> 【25】FDA U.S. Food & Drug Administration, GRAS Notices  
[https://www.accessdata.fda.gov/scripts/fdcc/?set=GRASNotices&sort=GRN\\_No&order=DESC&startrow=1&type=basic&search=polyvinyl%20alcohol](https://www.accessdata.fda.gov/scripts/fdcc/?set=GRASNotices&sort=GRN_No&order=DESC&startrow=1&type=basic&search=polyvinyl%20alcohol)  
FDA Agency Response Letter GRAS Notice No. GRN 000141 [Polyvinyl Alcohol]. U.S. Food and Drug Administration (FDA). April 28, 2004  
<https://www.fda.gov/Food/IngredientsPackagingLabeling/GRAS/NoticeInventory/ucm153970.htm>（アクセス日：2016/8/16）